

後期高齢者の保険料軽減措置について【現行】

○ 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている。(政令本則)

① 低所得者の均等割7、5、2割軽減(国保と同じ)

② 被用者保険の被扶養者であった者(元被扶養者)の軽減均等割5割軽減、2年限り。所得割賦課せず。

○ 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算により次の特例措置を実施している。

① 低所得者の更なる保険料軽減(均等割9・8.5割軽減、所得割5割軽減)

【平成27年度予算 合計811億円】

(対象者: 低所得者 約719万人*、元被扶養者 約171万人)

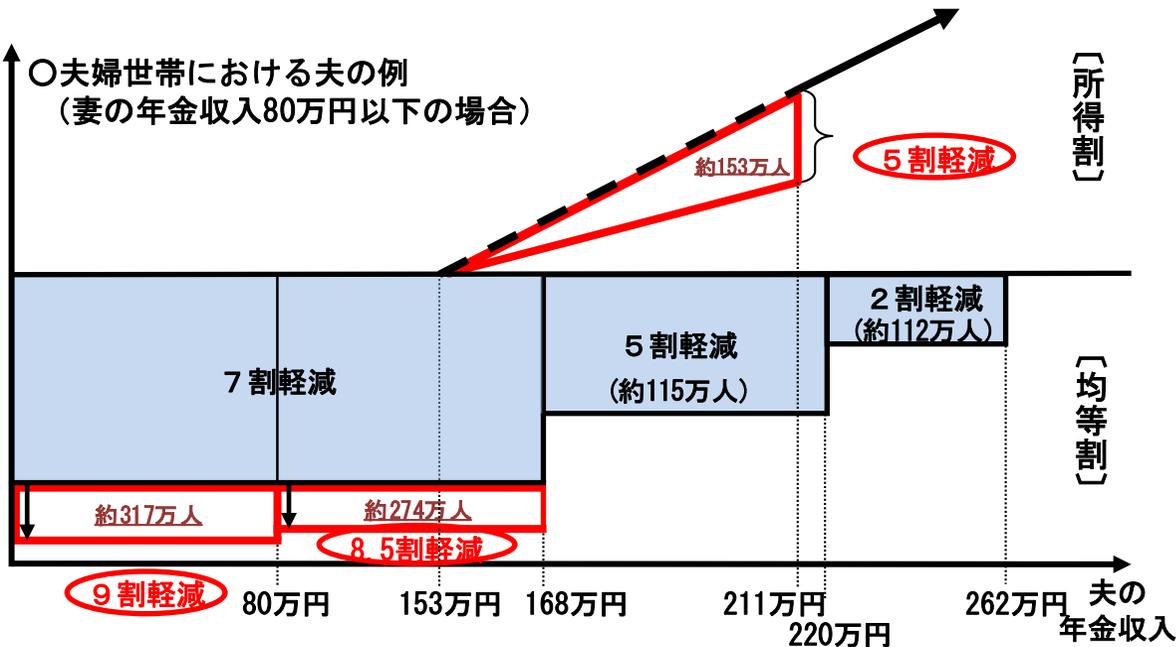
② 元被扶養者の更なる保険料軽減(均等割9割軽減、期限なし)

* 所得割と均等割の両方の軽減特例を受けている約25万人の重複を除いている。

※医療保険制度改革骨子(抄)(平成27年1月13日 社会保障制度改革推進本部決定)

後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。

【低所得者の軽減】



【元被扶養者の軽減】



※制度上の軽減は75歳到達から2年間限りとされているが、特例措置により、期限なしで軽減されている(政令附則)。

※数値は、平成27年度予算ベース。

※均等割5割・2割軽減については、平成27年4月からの軽減判定所得見直し後の数値。